

令和7年度 町単 BPR 伴走型支援業務委託
(公募型プロポーザル方式) 実施要領

1. 業務の目的

軽井沢町は、住民の満足度・幸福度の向上を図るため、デジタル技術を基盤としたまちづくりに向けた「軽井沢町DX推進宣言」および「軽井沢町DX推進計画」を策定した。

中でも、住民ニーズの変化を踏まえた最適な行政サービスを提供するため、既存業務の抜本的な業務改革（BPR）を行い、限られた職員リソースで効率的に業務運営を進めることが急務である。しかし、人手不足により新しい取り組みに時間を割けないこと、業務の見直しに関する知識を要する人材が不足している状況にあることから、組織内部では不足しがちな専門知識やノウハウを外部から補完する必要がある。

こうした現状を踏まえ、「現状の紙書類での業務プロセス」から「デジタル活用を意識した業務プロセス」へ円滑に進めることに加え、デジタル活用を進めることでDX人材を育成するため本業務を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 町単 BPR 伴走型支援業務委託

(2) 業務内容

別添、「令和7年度 町単 BPR 伴走型支援業務委託仕様書」のとおりとする。なお、本業務の仕様書の内容については、企画提案書を踏まえ変更する場合がある。

(3) 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

3. 予算額（提案限度価格）

金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意する。

4. 実施形式

本プロポーザルは、業務実績、実施体制等を総合的に評価し、本町に最もメリットのある事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) プロポーザル方式等により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）における当町の入札参加資格を有していること。なお、入札参加資格を有していない場合は、資格確認書類を提出し、認定を受けることで同等の参加資格を得ること。
 - (2) 募集開始日（公表日）に軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱等による指名停止を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 国税等（すべての税）の滞納がないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。））に該当しないこと。
 - (7) (6)に掲げるものから委託を受けた者でないこと。
 - (8) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
令和2年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額500万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。
▶ 業務改革（BPR）に関する実施支援等の業務
- ※ (3)から(7)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任のもとに本事業の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

6. 募集内容

(1) 応募期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月23日（水）まで

(2) 通知及び入手方法

実施要領等の関係書類は、下記のホームページからダウンロード可能。

URL：<https://www.town.karuizawa.lg.jp/site/dx/5164.html>

(3) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び軽井沢町財務規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）（パンフレット等がある場合は添付する）

③ 業務受託実績書（様式第3号）（令和2年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の本案件と同様業務の実績がわかるもの）

④ 参加資格要件該当誓約書（様式第4号）

(5) 提出期限

令和7年4月23日（水）13時必着

(6) 提出場所

軽井沢町情報推進課DX推進係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

(7) 提出方法

郵送または直接持参すること。

郵送等の場合は提出期限までの必着とし、到着の有無については提出先へ確認すること。

7. 参加者の決定

(1) 参加申込書提出者に対し、参加決定の有無を下記のとおり通知する。

① 通知発送日 令和7年4月25日（金）

② 通知文書 参加資格審査通知書

8. 参加辞退について

参加申込者が、プロポーザルの参加を辞退する場合には、「参加辞退届」（様式第5号）に必要事項を記入のうえ企画提案書提出期限までに速やかに届け出ること。

9. 質疑・回答

(1) 提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質疑書（様式第6号）によるものとし、メールにより提出すること。なお、質疑書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和7年4月1日（火）9時から令和7年4月14日（月）13時まで（ただし、受信確認は、9時から17時まで。）

(3) 提出先

軽井沢町情報推進課DX推進係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

(4) 回答方法

令和7年4月18日（金）までにメールにより回答する。

10. 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

A4サイズ10枚以内（見積書及び積算内訳書を除く）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）する。ただし、副本には、会社名や会社ロゴ等の参加者名に繋がる表示は削除すること。

- ① 企画提案書（様式第7号、A4用紙1枚、片面）
- ② 企画提案書表紙（任意様式、A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
- ③ 業務経歴（任意様式、A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）
業務改革（BPR）に関する実施支援等の業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）
- ④ 業務担当体制（任意様式、A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）
総括責任者及び主任担当者の資格、経歴、業務改革（BPR）に関する実施支援等の業務実績
- ⑤ 業務実施方針（任意様式、A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
実施方針、重点項目、具体的方法の概要を記載すること
- ⑥ 本業務に関する提案
企画提案書作成要領をもとに、以下の項目ごとに具体的な調査・検討方法を提案すること。
【提案を求める項目】（別添「企画提案書作成要領」参照）
 - A) 業務改革（BPR）の実施支援に関する提案（任意様式、A4用紙、片面、10.5pt以上）
 - B) 業務改革（BPR）取組に必要な研修プログラムに関する提案（任意様式、A4用紙、片面、10.5pt以上）
- ⑦ 工程計画（任意様式、A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
- ⑧ 見積書および積算内訳書（任意様式、1部）
消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。
宛名は軽井沢町町長とし、事業者の所在地、事業者名および代表者名を記載し、代表印を押印すること。

(2) 提出期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月13日（火）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時まで。）

(3) 提出先

軽井沢町情報推進課DX推進係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

(4) 提出方法

郵送または直接持参すること。

郵送等の場合は提出期限までの必着とし、到着の有無については提出先へ確認すること。

(5) 提出部数

正本 1 部

副本 8 部

11. 審査

(1) 審査会開催日

- ① 日 時 令和 7 年 5 月 21 日（水）※開催時間は別に通知
- ② 場 所 軽井沢町役場 第 3・4 会議室
- ③ 集合場所 軽井沢町役場 第 2 会議室
- ④ 所要時間 プレゼンテーション（30 分以内）とヒアリングを含めて 40 分程度
- ⑤ 出席者 3 名以内
- ⑥ その他 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。（投影用のモニターは受注者において準備する。なお、接続するケーブルは HDMI のみとなるため、必要に応じて変換ケーブル等を準備すること）

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、（プレゼンテーション・ヒアリング内容）等を審査基準に基づき総合的に審査する。

(3) 評価基準

下記項目について審査委員が採点を行う。

- ① 業務経歴等
 - A) 企業の業務実績（5 点）
 - B) 業務担当者等の経験及び能力（10 点）
- ② 業務実施計画等
 - A) 業務実施方針（25 点）
 - B) 本業務についての提案・意見 A)、B)（40 点）
- ③ その他（20 点）

※ 詳細は別紙「評価基準」のとおり

(4) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「令和 7 年度 町単 BPR 伴走型支援業務委託審査委員会」が行う。

(5) 契約候補者の選定

- ① 審査は、審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング応答の内容を総合的に評価し審査する。
- ② 各審査委員が採点した結果を集計し、合計点を評価する方式（得点方式）及び各委

員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

- ③ 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を契約候補者として選定する。
- ④ ③により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により契約候補者を選定する。
- ⑤ 応募事業者が1社の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、最低基準点は、総合得点の6割以上とする。

(6) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

12. 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全参加者に対して、審査結果通知書及び審査結果集計表で通知する。

(2) 通知日

令和7年5月29日（木）（予定）に郵送にて配布する。

13. 日程

(1) 全体のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年4月1日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和7年4月1日(火)から 令和7年4月14日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年4月18日(金)
④ 参加申込書の提出期限	令和7年4月23日(水)
⑤ 参加申込者の参加結果の通知	令和7年4月25日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和7年4月28日(月)から 令和7年5月13日(火)まで
⑦ 企画提案書の審査	令和7年5月21日(水)予定
⑧ 審査結果の通知	令和7年5月30日(金)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和7年6月10日(火)予定
⑩ 審査結果等の公表	令和7年5月30日(金)予定

- (2) スケジュールの詳細については、参加候補者数が確定し次第、参加者へ通知する。

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。

- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがある。

15. 情報公開

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表する。
なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申し立ては認めない。

16. 問い合わせ

所在地 〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
担当部署 軽井沢町情報推進課DX推進係
電話番号 0267-45-8119 (直通)
FAX番号 0267-45-3165

17. その他

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提案内容の調整

契約候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(3) 契約の締結

選定された契約候補者との協議が整い次第、契約を締結することとする。なお、契約候補者との契約締結ができないと判断した場合は、審査点の次点者と契約締結に向けた

交渉を行う。

(4) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- ③ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑥ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により、担当課へ届け出ること。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が契約候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）に基づき公開することがある。
- ⑧ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑨ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑩ 電子メール、郵便等の通信、郵送事故については、本町はいかなる責任も負わない。